

**令和9年度
保育所・認定こども園
入園案内**



**愛西市
令和8年9月**

-目次-

1. はじめに・・・・・・・・ p. 1
2. 教育・保育給付認定について・・・・・・・・ p. 1
 - (1) 認定区分
 - (2) 保育を必要とする事由
 - (3) 保育の必要量（利用時間）
3. 入園申込みについて・・・・・・・・ p. 3
 - (1) 申込み方法
 - (2) 広域入所について
 - (3) 保育の必要性を確認するための書類
 - (4) 入園後に変更があったとき
4. 利用者負担額（保育料）について・・・・・・・・ p. 7
 - (1) 保育料の算定
 - (2) 利用者負担額表（2号認定・3号認定）
 - (3) 保育料の軽減
 - (4) 保育料の切替え
 - (5) 保育料の変更
 - (6) 保育料の納付
5. 給食費（主食費・副食費）について・・・・・・・・ p. 9
 - (1) 給食費（主食費・副食費）の納付
 - (2) 愛西市保育所等副食費補助金
6. 市内施設一覧・・・・・・・・ p. 10
7. 利用調整について・・・・・・・・ p. 11

※本入園案内の掲載内容は令和9年度の情報を記載しています。

1.はじめに

◆保育所とは

保護者が就労や疾病等により児童を家庭において保育できない場合、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。保護者が「保育を必要とする事由（p. 2 参照）」に当てはまると認められる場合に限り利用できます。このため、「集団生活に慣れるため」「小学校入学準備ため」という理由では利用できません。

◆認定こども園とは

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。幼稚園（教育）部分は保護者の就労の有無等に関わらず利用することができます。保育部分は保育所と同じです。

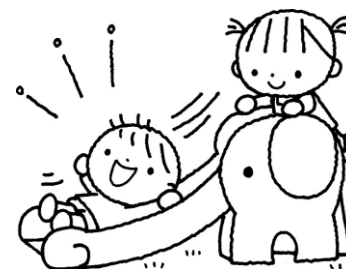
2.教育・保育給付認定について

（１）認定区分

保育所等の利用には、以下の支給認定が必要です。支給認定は、児童の年齢、保育の必要性によって区分され、認定区分によって利用できる施設が異なります。

認定区分	年齢及び保育の必要性	利用できる施設
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する場合	・ 幼稚園 ・ 認定こども園
2号認定	満3歳以上で、 <u>保護者が保育を必要とする事由（p. 2 参照）に該当し、保育を希望する場合</u>	・ 保育所 ・ 認定こども園
3号認定	満3歳未満で、 <u>保護者が保育を必要とする事由（p. 2 参照）に該当し、保育を希望する場合</u>	

※3歳年齢到達による3号認定から2号認定への変更は、子育て支援課で行います。
保護者による手続きは必要ありません。



(2) 保育を必要とする事由

2・3号認定を受けるには、保護者が以下の保育を必要とする事由に該当する必要があります。

保育を必要とする事由	内 容
就 労	月64時間以上の就労をしている場合
妊娠・出産	母親が出産の前後である場合
育児休業	育児休業取得時に、既に入園している児童について継続利用が必要な場合 ※育児休業を理由とした新規の入園申込みはできません。
疾病・障がい	病気、負傷、心身に障がいのある場合
介護・看護	同居または長期入院等している親族の介護・看護をしている場合
災害復旧	地震、風水害、火災等の復旧に当たっており保育ができない場合
求職活動	求職活動を行っている場合
就 学	高校、大学、専門学校等に在学中または職業訓練を受講中の場合
その他	児童福祉の観点から、特に保育の必要性が高いことが認められる場合

(3) 保育の必要量（利用時間）

2・3号認定の場合、保護者の就労時間等によって、施設を利用できる保育時間が異なります。

保護者の就労時間の都合等で、保育短時間・保育標準時間を超えて保育の必要がある場合は、延長保育を利用できます。利用時間は各施設によって異なります。(p.10参照)

区 分		保育時間
保育標準時間	【例】就労（月100時間以上の場合）、 妊娠・出産、災害復旧 等	1日最長11時間利用可能
保育短時間	【例】就労（月100時間未満の場合）、 育児休業、求職活動 等	1日最長8時間利用可能

※年度の途中で保育の必要量の変更を希望される場合は、以下の書類を変更月の前月15日までに提出してください。

①標準時間から短時間へ変更…申立書（子育て支援課、各支所で記入）

②短時間から標準時間へ変更…就労での利用の場合は就労証明書

（変更月より直近3ヶ月の月100時間以上の就労を証明するもの）

3.入園申込みについて

(1) 申込み方法

◆募集および期間

●当初募集

令和9年度（令和9年4月～令和10年3月）の新規入園の申込み期間は、
令和8年10月1日（木）から10月23日（金）までです。提出書類を揃えて、期限までに入園申込みをしてください。

（留意事項）入園申込みが定員を超えた場合、「7.利用調整について」（p.11参照）に基づき利用調整を行います。利用調整により希望の施設に入園できない場合があります。

●随時募集

当初募集後の空き枠にて申込みを受付します。提出書類が揃い次第、先着順で受付します。
申込み期限は、原則入園を希望する月の前月15日までです。

（例）5月1日入園 → 4月15日までに申込み

◆申込み場所及び提出書類

保育所

申込場所：愛西市役所子育て支援課、立田支所、八開支所、佐織支所

提出書類：

- ①保育所入所申込書（愛西市の様式）
 - ②子どものための教育・保育給付認定申請書（愛西市の様式）
 - ③保育の必要性を確認するための書類（p.5参照）
 - ④愛西市保育料預金口座振替依頼書
- 【公立】0～5歳児クラス、【私立】0～2歳児クラス

認定こども園

申込場所：各施設（※1）

提出書類：

- ①入園申込書（施設独自の様式）
- ②子どものための教育・保育給付認定申請書（愛西市の様式）
- ③保育の必要性を確認するための書類（p.5参照）

※③について1号認定での利用の場合は必要ありません。

※1…草平保育園の令和9年度当初受付は（旧）町方保育園で行います。

○愛西市の様式である提出書類は、子育て支援課または各支所窓口にて配布のほか、市のホームページからもダウンロードできます。

○家庭状況等により、その他必要書類の提出を求める場合があります。

○愛西市では原則月の初日からの入園としています。特別な事情がある方は、子育て支援課までご相談ください。

○入園を希望する月の初日における住民登録が愛西市である必要があります。

(2) 広域入所について

広域入所とは、市外にある保育施設等に入園することをいいます。広域入所をご希望の場合は、一度子育て支援課までご相談ください。

・愛西市にお住まいの方が他市町村の保育所等の利用を希望する場合の流れ

- ① 受入先市町村に広域入所の要件を満たしているか、入所できる空きがあるか確認
- ② 必要書類を提出（※）
- ③ 愛西市が他市町村へ入園の協議を行う
- ④ ③にて承諾されると支給認定書や入園承諾書が届く
- ⑤ 入園

（※）●市外の「保育所」を希望する場合は、下記の書類を子育て支援課または各支所へ提出

- ・保育所入所申込書（愛西市の様式）
- ・子どものための教育・保育給付認定申請書（愛西市の様式）
- ・保育の必要性を確認するための書類（p. 5 参照）

●市外の「認定こども園」を希望する場合は、下記の書類を希望する施設へ提出

- ・入園申込書（施設独自の様式）
- ・子どものための教育・保育給付認定申請書（愛西市の様式）
- ・保育の必要性を確認するための書類（p. 5 参照）

・他市町村にお住まいの方が愛西市の保育所等の利用を希望する場合の手続き

→お住まいの市町村で、広域入所についてご相談ください。



(3) 保育の必要性を確認するための書類

保育を必要とする事由		必要な提出書類	留意事項等
就 労	月64時間以上の勤務で雇用されている場合（法人の代表者を含む）	・就労証明書	・月100時間以上勤務している場合で、「短時間」利用を希望される方は、別途保育の必要量の変更に関する申立書を提出してください。 ・農業は家庭菜園（1,000㎡未満）の場合、保育が必要であると認められません。 ・市外で農業従事者として就労している場合は、田畑がある市町村発行の農地台帳の写しが必要です。 ※1…開業をして1年未満である場合に限り ます。 ※2…事業主の確定申告書の写しに代えることができます。
	月64時間以上の勤務で個人事業者や内職である場合	次のいずれも必要 ア. 就労証明書 イ. 源泉徴収票または確定申告書、事業開業届※1等の写し	
	月64時間以上の勤務で専従者である場合	次のいずれも必要 ア. 就労証明書 イ. 青色事業専従者給与に関する届出書の写し※2	
妊娠・出産	母親の妊娠・出産	母子手帳の写し（表紙と出産予定日が分かるページの写し）	・出産予定月とその前後各2ヶ月を認定期間とします。 （例）出産予定6月→4月1日～8月末まで
疾病・障がい	保護者の疾病・障がい	保護者の診断書または障害者手帳等の写し	・診断書は、療養・治癒期間及び「家庭での保育が困難である」等の記載があるもの。
介護・看護	原則同居または長期入院等している親族の介護・看護	次のいずれも必要 ア. 申立書 イ. 被介護・看護者の診断書または障害者手帳・介護保険被保険者証等の写し	
災害復旧	地震、風水害、火災等の復旧	申立書及びり災証明書等	
求職活動	仕事を探している	申立書	・2ヶ月以内に新しい就職先の就労証明書を提出する必要があります。
就 学	高校、大学、専門学校等に在学中または職業訓練を受講中	申立書及び在学証明書等	
その他			家庭の状況によっては保育が必要と認められる場合があります。子育て支援課までご相談ください。

◆就労証明書について

- ・直近3ヶ月（実績）の就労証明書の提出が必要です。
当初募集…令和8年6・7・8・9月のうち3か月分の就労証明書
随時募集…（例）5月入園の場合（提出期限4月15日）
→1・2・3月分の就労証明書の提出が必要です。
- ・新規採用等で実績がない場合は今後3ヶ月の就労見込みでの就労証明書の提出が必要です。
（例）5月入園で5月新規採用の場合（提出期限4月15日）
→5・6・7月分（見込み）の就労証明書の提出が必要です。
- ・育児休業後、仕事に復帰する場合は産前産後休業・育児休業取得前3ヶ月の実績での就労証明書の提出が必要です。

(4) 入園後に変更があったとき

入園後、以下の変更があった場合、すみやかに子育て支援課または各支所へ提出してください。

変更内容	必要な届出等
市内で転居する	変更届
市外へ転出する	退園届 ※引き続き利用を希望される際はご相談ください。
婚姻や離婚等により家族構成や氏名等が変わった	家庭状況申立書、変更届
就労先が変わった	就労証明書
就労等で入園しているが、産前産後休業を取得する	母子手帳の写し（表紙と出産予定日が分かるページ）
就労等で入園しているが、育児休業を取得する	次のいずれかが必要 ア. 保護者の育児休業取得に伴う児童の保育所等入所継続希望調書 ※育児休業中は家庭での保育が可能であるため原則退園となりますが、引き続き利用を希望される場合は上記調書を提出してください。 イ. 退園届
現在入園している施設から他の施設への転園を希望する	退園届及び新規入園手続き
入園承諾期間中であるが、家庭で保育が可能となった	退園届

※その他変更事項のある場合は、子育て支援課または利用施設までお問い合わせください。

◆現況調査について

2・3号認定の場合は、年に一度、引き続き保育を必要とする事由に該当しているかの確認を行います。世帯の状況を記入する「現況届」と、保育の必要性を確認するための書類を提出していただきます。また、実地調査や電話による調査を行う場合があります。



4.利用者負担額（保育料）について

◆幼児教育・保育の無償化について

1号認定及び2号認定の3歳児クラスから5歳児クラスまでの保育料は0円です。ただし、延長保育を利用する際の延長保育料に関しては、無償化の対象になりません。

（１）保育料の算定

保育料は、世帯の前年度分（令和8年度）、現年度分（令和9年度）の市町村民税所得割額と保育時間により決定します。

※配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄附金控除等は適用されません。

※市町村民税の申告をしていない場合等は、保育料の算定ができないため、**最高額の保育料を納めていただくことになります。**

※父母の収入の合計額が180万円未満（母子・父子世帯の場合は150万円未満）の場合、同一住所の親族等の収入分（祖父母の場合はどちらか多い方）を含めて算定します。

※海外に在住している、または在住していた場合は、日本円へ換算した該当年分の収入が分かる書類等の提出が必要です。

（２）利用者負担額表（2号認定・3号認定）

（単位＝円）

各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		保育料（月額）	
階層区分	対象世帯	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0
第3階層	所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	8,100
第4-1階層		57,700円未満	16,300
第4-2階層		77,101円未満	
第4-3階層		97,000円未満	
第5階層		169,000円未満	
第6階層		301,000円未満	23,000
第7階層		397,000円未満	33,600
第8階層		397,000円以上	41,900
			49,300

※保育料は、本入園案内の発行後、変更となる場合があります。

(3) 保育料の軽減

下記の①～④のいずれかに該当する場合、保育料を軽減します。なお、該当する要件により申請が必要な場合は、「利用者負担額減額申請書」を子育て支援課または各支所へ提出してください。該当年度中に受付した場合に軽減が適用されます。

① 母子・父子世帯、障がい児（者）等世帯（所得制限あり）※申請が必要です。

保育料の階層が、第3～4-2階層の世帯のうち、母子・父子世帯または在宅障がい児（者）（「身体障害者手帳や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けた方」、「特別児童扶養手当の支給対象児」、「国民年金の障害基礎年金の受給者（年金証書等の写しを添付）」）のいる世帯が対象です。該当する世帯の範囲は、入園児と扶養義務関係のある場合に限ります。

【軽減の内容】入園児が第一子なら半額、第二子以降なら無料

② きょうだい同時入所世帯（所得制限なし）…申請不要です。

同一世帯から同時に2人以上の児童が保育所等を利用している世帯が対象です。

児童の区分	保育料
1人目	利用者負担額表に定める額
2人目	利用者負担額表に定める額の2分の1（半額）
3人目以上	無料

③ 多子世帯（所得制限あり）…原則申請不要です。

①に該当する世帯以外の多子世帯（18歳以下の子※を含む）が対象です。

ただし、養育する子が市外に住民登録がある場合は、申請が必要です。

（※「18歳以下の子」とは18歳に達する日以後最初の3月31日までにある子を指します。）

児童の区分	対象階層区分	保育料
1人目	第3階層 第4-1階層	利用者負担額表に定める額
2人目		利用者負担額表に定める額の2分の1（半額）
3人目以上		無料

④ 第二子以降3歳未満児軽減世帯（所得制限あり）…申請が必要です。

18歳以下の子を2人以上養育し、かつ第二子以降の3歳未満児が保育所等に入所している世帯が対象です。ただし、他の制度により軽減されている場合は、適用しません。

【対象となる世帯】

- ・階層区分が、第3・4階層で、保育料が無料ではない世帯
- ・階層区分が、第5・6階層で、保育料が半額ではない世帯

児童の区分	対象階層区分	保育料
2人目以上	第3階層 第4階層	無料
	第5階層 第6階層	利用者負担額表に定める額の2分の1（半額）

（４）保育料の切替え

保育料算定の基準となる市町村民税所得割額の年度は以下のとおりです。

４～８月分：前年度（令和８年度）の市町村民税所得割額

９～３月分：当年度（令和９年度）の市町村民税所得割額

※算定年度の切替えにより９月以降の保育料が変更になる場合は、対象者にお知らせします。

（５）保育料の変更

以下の場合、保育料が変更になる可能性がありますので書類を提出してください。

- ・婚姻や離婚等により家族構成に変更がある場合…「変更届」、「家庭状況申立書」
- ・修正、更正申告により市町村民税額に変更がある場合…「確定申告書の写し」
または「市民税申告書の写し」

※保育料は年度を越えての変更はできませんので、すみやかに提出してください。

（６）保育料の納付

保育所の保育料は口座振替により納付していただきます。

口座振替は、毎月月末としています。

（例）４月分保育料引き落とし日 → ４月３０日

※月末が土曜日・日曜日・祝日及び金融機関休業日の場合の引き落としは、翌金融機関営業日です。

※認定こども園の利用者は各施設へお問い合わせください。

5.給食費（主食費・副食費）について

（１）給食費（主食費・副食費）の納付

◆乳児（０～２歳児）

保育料に含まれているため、納付はありません。

◆幼児（３～５歳児）

公立園：主食費８００円、副食費（おかず代等）４，５００円

※納付方法は保育料と同じです。

私立園：各施設で異なるため、利用施設へお問い合わせください。

※年収３６０万円未満相当世帯及び第三子以降の児童を対象に、副食費分を全額免除しています。

（２）愛西市保育所等副食費補助金

現在、愛西市では独自事業として、愛西市に住民登録がある保護者の経済的負担を軽減し子育てしやすいまちづくりを推進するため、保育所等に在園する３歳以上児の副食費（おかず代等）を対象に、

月額３，５００円（上限）を補助しています。

たとえば、公立園の副食費は４，５００円ですが、市の補助によって実際の負担額は１，０００円となります。



6.市内施設一覧

<保育所>

	施設名	所在地	電話番号	定員	開所時間	保育標準時間		保育短時間	
						通常利用 (11時間)	延長 保育	通常利用 (8時間)	延長 保育
公立	佐屋中央保育園	北一色町 昭和 113 番地	24-7100	160	7:00～ 19:00	7:30～ 18:30	7:00～7:30 18:30～19:00	8:30～ 16:30	7:00～8:30 16:30～19:00
	佐織保育園※	諏訪町 池埋 519 番地	25-2346	90	7:30～ 18:30	7:30～ 18:30	—	8:30～ 16:30	7:30～8:30 16:30～18:30
私立	市江保育園	西條町 東善太 149 番地	28-5251	270	7:00～ 19:30	7:00～ 18:00	18:00～19:30	8:00～ 16:00	7:00～8:00 16:00～19:30
	美和多保育園	須依町 前田面 157 番地	28-4334	300	7:00～ 19:00	7:00～ 18:00	18:00～19:00	8:00～ 16:00	7:00～8:00 16:00～19:00
	西川端保育園	西川端町 小城 64 番地 4	37-2294	150	7:00～ 19:00	7:00～ 18:00	18:00～19:00	8:00～ 16:00	7:00～8:00 16:00～19:00
	永和保育園	大野町 未 28 番地	31-3725	100	7:00～ 19:00	7:30～ 18:30	7:00～7:30 18:30～19:00	8:30～ 16:30	7:00～8:30 16:30～19:00

※佐織保育園は令和 1 2 年度末をもって閉園します。お子さまの年齢によっては卒園まで佐織保育園に在籍できませんのでご承知おきください。

<認定こども園>

	施設名	所在地	電話番号	定員	開所時間	保育標準時間		保育短時間		教育 標準 時間
						通常利用	延長 保育	通常利用	延長 保育	
私立	勝幡 さくら園	勝幡町塩畑 2633 番地 5	28-3714	115	7:00～ 19:00	7:00～ 18:00	18:00～ 19:00	8:00～ 16:00	7:00～8:00 16:00～19:00	8:30～ 16:00
	白百合 保育園	江西町 街道西 95 番地 4	37-1301	60	7:30～ 19:00	7:30～ 18:30	18:30～ 19:00	8:00～ 16:00	7:30～8:00 16:00～19:00	8:30～ 16:00
	丸島 保育園	二子町 上丸島 92 番地 1	37-0751	40	7:30～ 18:30	7:30～ 18:30	—	8:00～ 16:00	7:30～8:00 16:00～18:30	8:30～ 16:00
	立南 保育園	山路町 荒山 59 番地	28-5059	97	7:30～ 18:30	7:30～ 18:30	—	8:00～ 16:00	7:30～8:00 16:00～18:30	9:00～ 15:00
	諏訪 幼稚園	諏訪町 郷東 109 番地	31-6455	255	7:30～ 18:30	7:30～ 18:30	—	8:00～ 16:00	7:30～8:00 16:00～18:30	8:00～ 15:30
	草平 保育園	草平町 中切 19 番地	26-1325	92	7:30～ 19:00	7:30～ 18:30	18:30～ 19:00	8:00～ 16:00	7:30～8:00 16:00～19:00	9:00～ 16:00
	天王 幼稚園	柚木町 中田面 372 番地	26-9461	228	7:30～ 18:30	7:30～ 18:30	—	8:00～ 16:00	7:30～8:00 16:00～18:30	8:00～ 15:30

<幼稚園>

	施設名	所在地	電話番号	定員	開園時間	
					通常	預かり保育
私立	とみよし幼稚園	大野町山 1821	31-0069	180	8:00～14:30	14:30～18:00

7.利用調整について

入園の申込みが、受け入れ可能な定員を超えた場合、次の手順に従って利用調整します。

- (1) 「1. 保育所等利用調整基準指数表」に基づき世帯の基準指数（保護者(父・母)それぞれの基準指数の合算）を算定する。
- (2) (1) で算定した基準指数に、「2. 調整指数表」に基づく加点・減点を行う。
- (3) (1)、(2) で算定した指数が高い世帯から利用を決定する。
- (4) (1)、(2) で算定した指数が同一の場合は、「3. 同一指数の場合の優先順位」に基づき決定する。
- (5) (1)～(3) の結果、同一の場合は、抽選により決定する。

【1. 保育所等利用調整基準指数表】

保 護 者 の 状 況				基準 指数	
類型	細 目				
①就労	就労（被雇用者） 自営・農業 （中心者・専従者）	月20日以上	1日8時間以上	10	
			1日6時間以上8時間未満	8	
			1日4時間以上6時間未満	7	
			1日4時間未満	4	
		月15日以上	1日8時間以上	8	
			1日6時間以上8時間未満	7	
			1日6時間未満	6	
		月15日未満	1日8時間以上	6	
			1日8時間未満	4	
	自営・農業（協力者） 内職	月20日以上	1日8時間以上	8	
			1日6時間以上8時間未満	6	
			1日4時間以上6時間未満	5	
			1日4時間未満	2	
		月15日以上	1日8時間以上	6	
			1日6時間以上8時間未満	5	
			1日6時間未満	4	
		月15日未満	1日8時間以上	4	
			1日8時間未満	2	
②妊娠・出産	産前産後期間（出産予定月とその前後各2ヶ月）にある場合			9	
③疾病・障がい	疾病等	1ヶ月以上の入院又は入院に相当する治療や安静を要する		10	
		週3日以上通院加療を行い、安静を要する		7	
		継続的な通院加療を行い、安静を要する		5	
	障がい	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A判定		9	
		身体障害者手帳3・4級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳B判定		7	
		身体障害者手帳5・6級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳C判定		5	
④介護・看護	施設付添	週5日以上常時付添を要する		9	
		週4日以上常時付添を要する		7	
		週3日以上常時付添を要する		5	
	施設送迎	週3日以上送迎を要する		4	
		自宅看護・介護	重度のため常時看護・介護を要する		9
			上記以外の看護・介護を要する		5
⑤災害復旧	災害（地震、風水害、火災等）復旧に当たっている			10	
⑥求職活動	求職活動（起業準備活動含む）を常態的に行っている			2	

⑦就学	月160時間以上学校または就労に必要な資格・技能習得のための施設等に通学・通所する場合	10
	月120時間以上160時間未満学校または就労に必要な資格・技能習得のための施設等に通学・通所する場合	8
	月64時間以上120時間未満学校または就労に必要な資格・技能習得のための施設等に通学・通所する場合	6
	上記以外の場合（保育の必要性が認められる場合）	3
⑧その他	前各細目に掲げるもののほか、明らかに保育が必要と認められる場合	※

※分類番号①～⑦の指数を準用。

【2. 調整指数表】

世帯の状況等	調整指数
ひとり親世帯（単身赴任、離婚調停中等による別居は含まない）	+15
生活保護世帯（就労により自立支援につながる場合等）	+5
虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護を要する	+5
育児休業明け	+1
同居のきょうだいが同一の保育所等に在籍している、又は入所申込をしている	+1
同居の祖父母（65歳未満）がおり、自宅で保育可能な場合	-2
保育料等を過去分含め滞納している（卒園児分含む）	-5

【3. 同一指数の場合の優先順位】

1	ひとり親家庭
2	兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合